

直送済

令和7年(行サ)第4号 人口比例選挙請求上告事件  
上告人 塩地陽介 外1名  
被上告人 宮崎県選挙管理委員会 外1名

## 証拠説明書 (5)

令和8年1月24日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 久保山 博 充

上告人兼上告人大神深雪訴訟代理人弁護士 塩 地 陽 介

上告人塩地陽介訴訟代理人弁護士 山 田 秀 一  
(上告人大神深雪訴訟復代理人)

号証	標目／作成者・出典 ／作成年月日／原 本・写し	立 証 趣 旨	上告理 由書関 連箇所
甲 147	「過疎市町村の人口・面積」データ (令和4年4月1日現在)／一般社 団法人全国過疎地 域連盟／写し	① 一般社団法人全国過疎地域連盟(昭和45年5月設立)の会員は、過疎地域市町村・特定市町村及び過疎関係都道府県等である。  ② 宮城県亘理郡山元町は人口12,046人の過疎地であり、福岡県朝倉郡東峰村は人口1,899人の過疎地である(「過疎地域の人口」	上告理由書 (3)

		は総務省「令和 2 年国勢調査」に基づく)。 ( <a href="https://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block523">https://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block523</a> )	
--	--	---	--

以上